

富山県伝統工芸品産業支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条に基づき、伝統工芸品産業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この補助金における「組合等」とは、富山県内に事業所を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年第57号）第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造又は取扱う事業者を構成員とする事業協同組合等（事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の団体をいう。）
- (2) 富山県伝統工芸品指定要綱第4条第1項に基づき伝統工芸品の指定を受けた団体
- (3) 上記(1)又は(2)に属する複数の中小企業者（富山県内に事業所を有するものであって、中小企業基本法（昭和38年第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）、組合等を主とするグループ
- (4) 伝統工芸品産業の振興を目的に設立された公益法人等その他の団体

(補助金の交付の目的)

第3条 この補助金の交付は、組合等が行う補助対象事業に要する経費について、必要な経費の一部を補助することにより、伝統産業に携わる中小企業の事業活動の活力強化、全国的若しくは国際的な事業の展開が図られ、伝統工芸品産業の振興及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(補助対象事業等)

第4条 この補助金の補助対象事業及び対象者は、別記に掲げるとおりとし、別表に掲げる補助対象経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものを、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業者は、次の①又は②のいずれかに該当するときは、あらかじめ、様式第2による申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、下に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。
 - ① 申請時の補助対象経費全体の20パーセント以上を変更しようとするとき。
 - ② 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ロ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第3による申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれると

き又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第4による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、様式第5による取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図ること。
 - (5) 額の確定においては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額するものとする。
- 2 知事は、前項1号の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

（実績報告）

- 第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は会計年度が終了する3月31日のいずれか早い日までに、様式第6による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間において会計年度が終了したときは、前項に準ずる報告書を知事に、その定める期日までに提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の経理等）

- 第8条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、様式第7により知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

- 第10条 取得財産等のうち、知事が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 補助事業者は、処分を制限された前項の財産の処分を行うときは、あらかじめ、様式第8による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

（成果の発表）

- 第11条 知事は、補助事業者が行った補助事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者にこれを発表させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月24日から施行する。ただし、改正後の富山県伝統工芸品産業支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、平成30年3月23日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記

伝統工芸品産業支援事業費補助金補助事業

1. 対象事業

- ①展示会の開催又は見本市への参加
国内外において行なう販路開拓のための展示会等への参加
- ②販路開拓指導等
 - イ 専門コンサルタントの委嘱等により行なう販路開拓に関する調査及び指導
 - ロ 新商品等の販路開拓等のための広報事業
 - ハ 品質表示（品質保証表示等を行なう事業を含む。）事業
- ③販路開拓等を支援するための情報収集・分析及びその情報提供等を行う事業
- ④後継者育成のために、子供から大人までを対象にした体験型授業や講習会等の開催
- ⑤若者の定着を促進するための就職フォーラムの開催（インターンシップを含む）
- ⑥人材情報等の情報収集・分析及びその情報提供等を行う事業
- ⑦その他伝統工芸品産業の活性化に寄与する事業として知事が適当と認めた事業

2. 対象者 組合等

別表

伝統工芸品産業支援事業費補助金

補助対象経費		補助率	上限額
経費区分	内容		
謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金、実習企業謝金、その他事業に必要な謝金	1/2 以内	300 万円
旅費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費、講師旅費、外国旅費		
事務費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、研修教材等諸費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、広告宣伝費、教材費、通訳料、翻訳料、雑役務費、保険料、ホームページ作成費		
委託費	販路開拓事業や人材育成事業の一部を委託する経費		